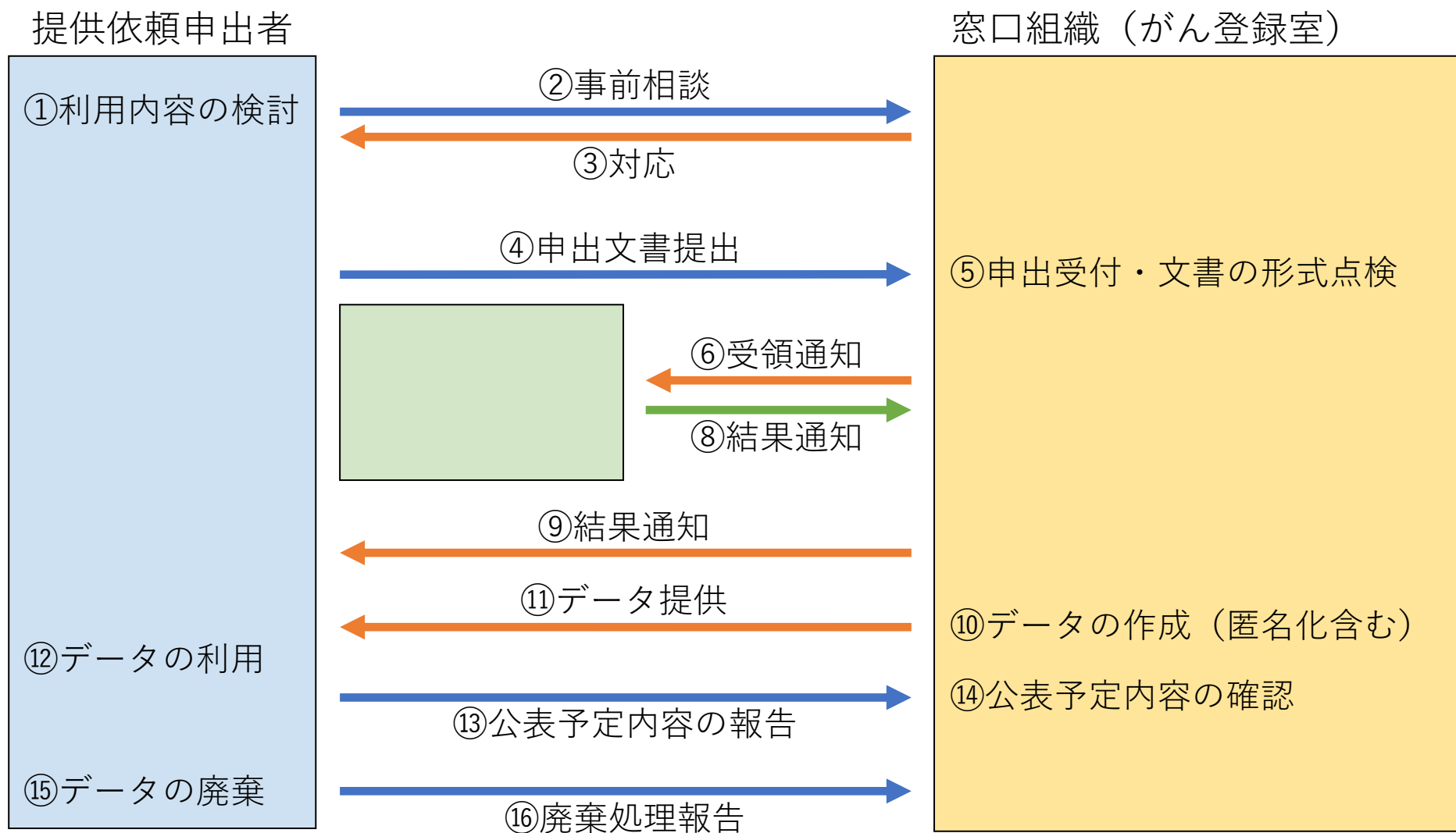


全国がん登録に係る情報提供について

全国がん登録の概要

- 「全国がん登録」とは、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）に基づき、日本でがんと診断された全ての人のデータを国で1つにまとめて集計・分析・管理する仕組みで、平成28年1月に開始
- 収集する情報は、氏名、性別、生年月日、住所、がんの種類、進行度、治療の内容等26項目
- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究、がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者等への情報提供が可能
- 2以上の都道府県に係るがん情報については国が情報提供を行い、それ以外は都道府県が情報提供を行う

情報提供の事務フロー



※ 法第20条に基づく提供（病院等への提供）の場合、⑦における審議会への意見聴取は不要。

都道府県がん情報の提供について

1 情報提供申出者等 (資料2-2参照)

申出者	申出の種類	利用目的等	備考
公益財団法人宮崎県健康づくり協会 (宮崎県がん登録室)	提供 (法第18条)	2022年宮崎県がん登録報告書及び2023年宮崎県がん登録報告書作成のため	2021年宮崎県がん登録報告書に準じて作成

※国の年次確定が同時期だったことから、今回の申出も2か年分となっている。

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 [略]

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 [略]

2 形式点検の結果 (資料2-3参照)

全ての項目において、基準に適合している

3 宮崎県がん対策審議会での審査

今回の申出書については、情報提供の基準を満たしていることから、資料2-4のとおり審査報告書を作成し、情報提供を行ってよろしいか。

1 10

情報提供を行う場合、原則として秘匿する小数集計値について、公表することとしてよろしいか。

- 送付資料「宮崎県がん登録報告書(2021年集計)」67ページなどに記載の1~9の数字のこと
- 情報の利用者が提供された情報を公表するに当たっては、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないよう、原則、がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること(ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は審議会が特に認める場合はこの限りではない。)と定められている。
- 本県においては、秘匿した場合、市町村別の罹患数等、非公開となる部分が多く、県や市町村ががん対策の企画立案等において、支障が生じると考えられることから、公開することの公益性は高いといえる。
- これまでも少数集計値を公開してきたが、特段の問題は生じていない。

がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号) 一部抜粋

(都道府県知事による利用等)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。)

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

宮崎県がん情報の提供に関する事務処理要領(令和 5 年 4 月 1 日健康増進課定め) 一部抜粋

(提供依頼申出者からの申出文書の受付及び形式の点検)

第 6 条 法第 18 条、第 19 条、第 21 条第 8 項又は同条第 9 項の規定による提供依頼の申出は、申出書(別記様式第 2 号)に次に掲げる書類を添付して、窓口組織に提出して行うものとする。

(1) 誓約書(別記様式第 2 号の 3)

(2) 研究計画書

(3) 利用目的が都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究である場合は、そのことを証明する書類(別記様式第 3 号)

(4) 調査研究を委託する場合は、委託契約書等又はその代替文書(別記様式第 4 号)

(5) 調査研究の一部を委託する場合は、委託契約書等又はその代替文書(別記様式第 4 号の 2)

(6) 法第 21 条第 8 項に該当する場合は、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を 2 以上有することを証明する書類(例: 学術論文、報告書等)

(7) 法第 21 条第 8 項第 4 号に該当する場合は、がん罹患した者への同意取得説明文書及び同意書又は法附則第 2 条に該当していることがわかる書類

(8) その他知事が必要と認める書類

(審査)

第7条 窓口組織は、受領した申出文書が前条第3項の規定により行う形式の点検に適合した場合は、当該申出の受領について、知事に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知があった場合には、申出内容の審査を行い、審査結果を窓口組織に連絡するものとする。

3 知事は、宮崎県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を利用又は提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、法第20条の規定による宮崎県がん情報の提供についてはこの限りでない。

4 知事は、宮崎県がん情報の匿名化又は当該匿名化を行った情報の提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

5 審議会は、前2項の規定により知事の諮問を受けたときは、審査報告書（別記様式5の2）を作成するものとする。

6 審議会は、申出文書を基に審査を行うものとする。ただし、申出内容が専門的である等の事情により、申出文書に記載されている内容だけでは十分に審査ができないとされる場合においては、提供依頼申出者の立ち会いのもと、当該者への質疑を踏まえて審査を行うことができるものとする。

宮崎県がん情報又は匿名化が行われた宮崎県がん情報の提供に該当する申出の場合は、審議会等の長が必要と判断した場合に、提供依頼申出者を参考人として出席させる等の対応を行う。

審議会等は、必要があると認める場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正を求めた上で、再度審査を行うことができる。

宮崎県がん情報の提供の利用規約(令和5年4月1日宮崎県福祉保健部健康増進課定め) 一部抜粋

12 成果の公表

(1) 利用者は、情報を利用した成果を、申出文書に記載した予定時期までに公表するものとする。

(2) [略]

(3) (1)の公表に当たっては、利用者は、原則、以下のアからオその他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は審議会が特に認める場合はこの限りでない。

ア [略]

イ がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。

ウ～オ [略]

(4)～(6) [略]